

I. 目的

現在、国土交通省では、広域的地域活性化を図るため、都道府県が作成する広域的地域活性化のための基盤整備に関する計画（広域的地域活性化基盤整備計画）に記載された拠点施設の整備に関する重点地区の区域内において実施される拠点施設の整備に関する事業について、民間事業者の申請により、拠点施設の整備に関する事業の計画（民間拠点施設整備事業計画）の国土交通大臣の認定を行い、認定を受けた民間事業者は（財）民間都市開発推進機構から出資等の金融支援を受けることができることとしております。

しかしながら、地方都市において深刻な経済情勢が続き、地方都市の活性化は政府の喫緊の課題となっており、地方都市の活性化を一層推進するためには、比較的小規模な事業であっても優良な拠点施設の整備に関する事業については支援することが必要となっています。

そこで、地方都市の実情に応じた支援が必要であるとの認識の下、民間拠点施設整備事業計画の国土交通大臣の認定申請の要件である拠点施設の整備に関する事業の最低面積の規模の要件を、これまで原則0.5ヘクタールであったところ、来年度（平成20年4月1日）より、地方都市【注】では0.2ヘクタールに引き下げ、優良な拠点施設整備事業を実施する民間事業者を一層支援することとします。

このような要件緩和により、地方都市において民間事業者は国際会議場、ホテル・旅館等を施行・改修することが容易となり、地方都市における経済活性化や良好なまち並みの形成といった効果が期待されます。

II. 内容

以下の要件を充たす民間拠点施設整備事業計画を国土交通大臣が認定し、認定を受けた優良な民間拠点施設整備事業に対して、（財）民間都市開発推進機構が出資等による金融支援を行っています。

- ①広域的地域活性化基盤整備計画（都道府県が作成）に記載された拠点施設の整備に関する重点地区の区域内
- ②事業区域の面積が政令で定める規模以上のもの

今回、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行令の一部を改正し、上記②の事業区域の最低面積の規模について、現行では原則0.5ヘクタールであるところ、地方都市において施行される拠点施設整備事業にあっては、0.2ヘクタールに緩和します。

【注】地方都市とは以下の区域以外の区域です。

- 1) 首都圏の既成市街地又は近郊整備地帯
- 2) 近畿圏の既成都市区域又は近郊整備区域
- 3) 中部圏の都市整備区域
- 4) 政令指定都市の区域

III. 政令の施行予定日

この政令は、平成20年4月1日から施行します。